

警察庁丁生企発第431号  
令和5年6月30日

一般社団法人東京古物商防犯連盟会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

貴金属等を対象とした強盗事件に関する防犯対策の推進について

貴団体におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、店舗に押し入り、貴金属等を強取するといった手口による強盗事件が相次いで発生していますが、最近の事例を見ると、

- ・営業時間内に従業員が店舗にいる状況で発生している
- ・刃物等の凶器を使用して脅迫する
- ・ボール等でショーケースを叩き割って貴金属等を強取する

等の特徴がみられるほか、犯行前に下見が行われることも考えられます。

警察においては、被疑者の検挙活動及び犯罪抑止のための各種対策を推進しているところではありますが、貴団体におかれましても、

- ・110番通報要領の確認及び避難場所の確保
- ・外部に異常を知らせるための対策（防犯ベル、警備会社への通報装置又はそれらと連動した赤色灯の設置等）
- ・高額な商品の保管場所の検討や防犯性能の高いショーケース等の活用
- ・不審な来客に関する従業員間の情報共有及び警察への連絡

等、店舗の実情に応じた防犯対策の推進に努めていただくとともに、必要に応じて都道府県警察とも連携を図っていただきますよう、加盟事業者の皆様への周知をよろしくお願いいたします。